

基本的な考え方を集約するための 暫定ISPM案

海上コンテナによる 有害動植物移動の最小化

農林水産省

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

海上コンテナとは？

国際輸送において主として海上を移動する
貨物用コンテナ



基準を作成する背景

国際的な海上コンテナによる病害虫の移動が、
病害虫の侵入・まん延となることが認識されてきている



貿易における海上コンテナの移動に伴う有害動植物の
侵入及びまん延リスクを**最小化**するためのガイドラインが必要





これまでの経緯

2008年3月 IPPC総会で、国際基準作成リストに追加

2010年3月 基準委員会で本ISPM仕様書を承認

2012年5月 海上コンテナの清浄性に関する専門家作業部会で原案を作成

2013年4月 IPPC総会で意見交換し、以下に合意。

- ①ISPM策定は段階に進めることとし、基準委員が暫定ISPM案を策定の上、各国協議に諮り、各国関係者のコメントを収集
- ②ISPM案の基礎となる情報(病害虫付着の状況等)を収集するために、加盟国が自主的に病害虫調査を実施

2013年5月 基準委員会で、加盟国が関係者にISPM案を説明し、各国の基本的な考え方を集約するための暫定ISPM案を策定



暫定ISPM案の構成

「海上コンテナによる病害虫の最小化」

序論(範囲、定義、背景)

- 要件
- ・1 清浄なコンテナ
 - ・2 証明
 - ・3 清浄性の確認
 - ・4 清浄なコンテナの汚染防止
 - ・5 輸入国のためのガイドライン
 - ・6 協力



背景

- ・世界中を移動している海上コンテナは、植物の有害動植物及び侵略的外来種を含むその他の生物の侵入及びまん延の経路となっていることが分かっている。
- ・世界中を移動している膨大な数のコンテナ及び港を出入りするそれらの速さを考えると、国際的に移動する各海上コンテナに有害動植物がないことを確保するためにNPPO(国家植物防疫機関)がすべての海上コンテナを検査することは実行不可能。
- ・しかしながら、船会社による検査及び清掃手続には、有害動植物の侵入及びまん延のリスクを減らすために、必要に応じ有害動植物に対する目視検査及び清掃を加えることが可能。このため、船会社を証明する国際的なシステムを構築することは、船会社によるコンテナの清掃手続きが効果的となることを確保できるようになるため、価値がある。

要件

1. 清浄なコンテナ

本基準において清浄なコンテナとは、目視検査後に、汚染(例: 土)及び生物体が付着していないと考えられるコンテナ

○汚染に関する海上コンテナの目視検査

- ・海上コンテナの内部及び6面全ての外表部に汚染が存在しているかどうか目視で検査されなければならない。
- ・検査者は、コンテナデポで働く、船会社の職員であり得る。

○汚染除去の方法

汚染除去方法は、存在している特定の汚染に対して最も有効なものとするべき(高圧水洗浄、熱処理、くん蒸等)



2. 証明

- ・船会社は、海上コンテナの清浄化につながる可能性のある具体的な手続きをとる能力に基づいて証明され得る。
- ・証明される船会社は、目視検査、汚染物処理方法の他、適切な記録方法等を有し、また、認証手続きに関し、国際認証機関による監査を受け得る。



3. 清浄性の確認

○清浄性の確認

- ・コンテナが目視検査され清浄であるとされた場合は、それが清浄であることが検証されなければならない。
- ・海上コンテナが目視で検査され清浄であるとされたかどうか、及びコンテナが最後に目視検査された日付を含む情報が、輸入時に利用可能であるようにされるべき。



4. 清浄なコンテナの汚染防止

船会社は清浄なコンテナの汚染を防止するため、以下の措置を講じなければならない

○適切な環境におけるコンテナの保管

保管場所の舗装、害虫の誘因防止措置（照明の変更等）、病害リスクが低い場所での保管等

○コンテナデポから荷積卸場や保管場所等への移動時における汚染防止



5. 輸入国のためのガイドライン

○適合性検査

輸入国NPPOは、検査や監査によりコンテナ清浄性を確認し、船会社から証明文書が提出される場合は輸入検査を軽減する。

○不適合

輸入国NPPOは、不適合があった際は植物検疫措置を講じ得る。

○通知

重大な不適合は、輸入国NPPOは、輸出国へ通報する。



6. 協力

○輸入国及び輸出国のNPPO並びに船会社の間における協力

- ・不適合が発見された場合における清掃措置の改善
- ・汚染防止方法の研究
- ・検査結果を含む情報交換



検討の視点

○本暫定ISPM案は我が国において実行可能性を伴うか

- 全てのコンテナについて検査し、清浄性を証明するのは実行可能か？
- 清浄性を検査・証明する主体は、船会社が適当か？
- 清浄なコンテナの再汚染防止のための実行可能な取組は何か？